

大田原市契約業務に係る不正な働きかけへの対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、役務提供及び物品の購入に係る入札及び契約並びにこれらに関連する業務（以下「契約業務」という。）の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図るため、職員が市の内外から不正な働きかけを受けた場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「不正な働きかけ」とは、契約業務に関し、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の者の競争入札参加又は不参加に関する要求行為
- (2) 特定の者の受注又は非受注に関する要求行為
- (3) 特定の者に有利となる発注方法又は入札参加資格の選定を促す要求行為
- (4) 公表前における入札参加者に関する情報漏えい要求行為
- (5) 非公表又は公表前における設計金額、設計基準、予定価格、調査基準価格、見積金額等に関する情報漏えい要求行為
- (6) その他当該行為により、特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導行為又は談合につながるおそれのある要求行為

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、不正な働きかけの対象としない。

- (1) 陳情書、要望書等書面によるもので、特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのないもの
- (2) 不特定多数の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等をいう。）で行われたもの
- (3) 通常の営業行為の範囲内であることが明らかなもの
- (4) 単に入札等に関する事実又は手続の確認であることが明らかなもの
- (5) その他特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのないもの

(対象の範囲)

第3条 不正な働きかけを行ったものの範囲は、事業者（法人、共同企業体、組合その他の団体及び事業を行う個人をいう。）、国会議員、地方議会議員、地方公共団体の長、行政機関の職員又は元職員その他の全てのものを対象とする。

(職員の責務)

第4条 職員は、不正な働きかけを受けたときは、当該不正な働きかけを行った者（以下「相手方」という。）に対して、次に掲げることを伝えなければならない。

- (1) 不正な働きかけに応じられないこと。
- (2) 不正な働きかけを記録すること。

2 職員は、不正な働きかけと思われる行為を受けたときは、単独で対応せず、可能な限り複数人で対応するよう努めるものとする。

(報告書の作成)

第5条 職員は、不正な働きかけを受けたときは、速やかに当該不正な働きかけの内容を報告書(別記様式)に記録し、所属長及び財政課長を経由して市長に報告しなければならない。

2 不正な働きかけが前項に規定する報告を受けるべき者からなされたときは、その者を除いて報告するものとする。

3 職員は、第1項の報告書を作成するときは、事実に基づき正確に記録しなければならない。

(必要な措置)

第6条 市長は、不正な働きかけがあったときは、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、大田原市入札参加者資格審査会規程(昭和62年訓令第2号)第1条に規定する大田原市入札参加者資格審査会(以下「審査会」という。)に諮り、不正な働きかけの内容に応じて必要な措置を講じることができる。

2 前項の必要な措置とは、次に掲げるものをいう。

(1) 警察等関係機関又は公正取引委員会への通報

(2) 大田原市建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成21年6月1日実施)に基づく指名停止

(3) その他審査会において必要と判断された措置

3 市長は、第1項の措置を講じるときは、必要に応じてあらかじめ相手方から意見を聴取するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

別記様式（第5条関係）

報告書

働きかけを受けた日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分
働きかけを受けた者の職・氏名	
働きかけを行った者 ※確認できた事項について記載する。	住所
	会社等名
	連絡先
	役職・氏名等
働きかけの手段	電話 ・ 面談 その他 ()
働きかけの内容	
対応状況・方針等	※不正な働きかけを受けた場合において、「応じられないこと」及び「記録すること」を相手方に伝えたか。 <input type="checkbox"/> 伝えた <input type="checkbox"/> 伝えない